

令和3年度 中泊町 幼稚園・保育所・認定こども園 利用のご案内



中泊町福祉課福祉係
(令和2年12月1日現在)

目 次

1. 教育・保育施設等の利用について	1
(1) 教育・保育施設等の種類	1
(2) 教育・保育給付認定について	1
(3) 広域利用について	2
2. 利用者負担額等について	3
(1) 利用者負担額について	3
(2) 給食費（副食費）の支給について	3
3. 幼稚園・保育園・こども園等の利用手続き	4
(1) 申し込みから利用までの流れ	4
(2) 申請に必要な書類等	4
(3) 利用申込みの受付期間	5
4. 幼児教育・保育の無償化について	6
(1) 無償化制度の概要	6
5. 中泊町内の教育・保育施設	7



1. 教育・保育施設等の利用について

(1). 教育・保育施設等の種類……幼稚園や保育所、認定こども園など

①幼稚園等

幼稚園、認定こども園の教育部分のことをいい、子どもの就学前の教育を行う施設です。満3歳以上の子どもであれば利用できますが、預けられる時間は保育所等より短い設定となっています。

②保育所等

保育所、認定こども園の保育部分のことをいい、仕事等のために子どもを家庭内で保育することができない保護者に代わって、子どもを保育する施設です。

(2). 教育・保育給付認定について

①教育・保育給付認定とは

幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受けする必要があります。

②教育・保育給付認定の種類

認定区分		認定の条件	保育必要量	基本的な利用時間		利用できる施設
教育	1号認定	満3歳以上	標準時間 又は 短時間	午後2時まで		幼稚園・認定こども園
保育	2号認定	満3歳以上 で保育希望		標準時間	午前7時 ～午後6時	保育所・認定こども園
	3号認定	満3歳未満 で保育希望	短時間	午前8時 ～午後4時		

③給付認定の判断

子どもの年齢	3～5歳		0～2歳	
家庭での保育	できる	できない	できる	できない
給付認定区分	1号認定	2号認定	認定を受けることはできません	3号認定

※2号認定子どもは、希望すれば1号認定とすることが可能です。

④保育を必要とする理由と給付認定期間について

保育認定(2号・3号)を受けするためには、子どもの保護者がそれぞれ次ページの表に掲げる「保育を必要とする理由」に該当することが必要です。

保育を必要とする理由	給付認定期間	
	2号認定(3歳以上)	3号認定(満3歳未満)
就労	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで
妊娠・出産	出産予定日の8週前の日が属する月の初日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の月末まで	
疾病・障害、介護・看護、災害復旧、育児休業、就学・職業訓練、その他	状況に応じて必要な期間	
求職活動	90日間	

※保育を必要とする理由が「就労」以外の場合の認定期間は、
2号認定…小学校就学前まで、3号認定…満3歳に達する日の前日まで
と各理由に掲げる期間のいずれか短い期間となります。

⑤保育の必要量について

保育認定(2号・3号)を受ける方は、「保護者の労働時間」や「保育が必要な理由」により、施設を利用できる時間が以下の表のように区分されます。

保育を必要とする理由	保育標準時間 (保育時間：11時間)	保育短時間 (保育時間：8時間)
就労	就労時間が120時間/月以上	就労時間が120時間/月未満
疾病・障害、介護・看護、災害復旧、就学・職業訓練、育児休業、	○	希望すれば○
求職活動	×	○
その他	その理由の状況により標準時間又は短時間認定となります	

- ※①標準時間認定に該当する場合でも、希望により短時間認定での利用が可能です。
②保育理由が就労の場合、就労時間が120時間/月未満であっても、短時間保育の時間外に就労する場合は、標準時間認定とすることが可能です。

(3). 広域入所について

広域入所とは、住民登録のある市町村と異なる市町村に所在する教育・保育施設等を利用することです。中泊町以外の施設を希望する場合でも、保護者の住民登録がある中泊町の認定が必要となります。



2. 利用者負担額等について

(1). 利用者負担額(保育料)について

中泊町が給付認定した子どもの利用者負担額(保育料)は、全員無料となっています。

(2). 給食費(副食費)の支給について

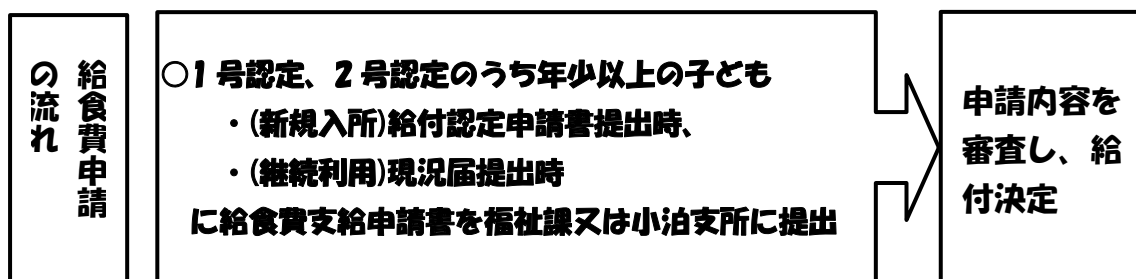
国の制度改正により、一部の1号認定子どもと2号認定子ども(年少以上)の子どもの保護者が負担することとなった給食の副食費(おかず代)を、町が支給することとしました。

この支給を受けるためには、教育・保育給付認定申請とは別に「中泊町教育・保育に係る給食費支給申請書」により申請が必要となります。

○申請が必要な子ども 1号認定(教育認定)及び2号認定(保育認定で年少以上)子ども

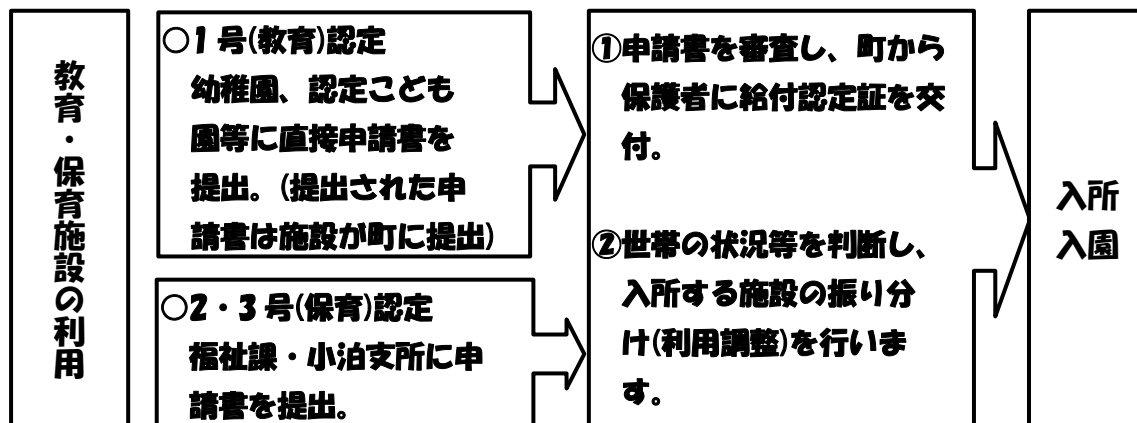
○申請書の提出時期 新規入所申込み又は現況届提出時(継続入所の子ども)

※給食費の支給申請は、年度ごとの申請が必要となります。



3. 幼稚園・保育園・こども園等の利用手続き

(1). 申し込みから利用までの流れ



(2). 申請に必要な書類等

教育・保育給付認定には以下の書類の提出が必要です。

①新規で申し込む場合

1号・2号・3号認定申請者全員が提出			
<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書 ○所得課税証明書又は個人番号が確認できる書類(同居・別居問わず保護者全員分) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>令和2年1月1日及び令和3年1月1日時点で中泊町に住所がある方は、町が保有する税情報を利用するため、所得課税証明書(個人番号が確認できる書類)の提出は不要です。</p> </div>			
各事由に該当する方が提出する書類等			
1号 認定	同一世帯に身体障害手帳等の交付を受けている方がいる	障害者手帳、療育手帳等の写し	
2号 3号 認定	<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類(各理由を証明する書類)		
	①就労・育児休業	要とする理由書 就労以外で保育を必	就労証明書(育児休業の場合は、該当箇所に期間の記入が必要)
	②妊娠・出産		母子手帳(保護者氏名と出産予定日記載部分の写し)
	③疾病・障害		診断書、障害者手帳の写し等
	④介護・看護		診断書、介護認定結果通知書、介護保険被保険者証等
	⑤就学等		学生証、在学証明書等
	⑥災害復旧		り災証明書等
⑦その他	その他の理由を証明できる書類		

※申請書は、認定を受ける子ども1人につき1枚提出してください。

②申請した内容に変更等があった場合

幼稚園・保育所等の利用後に世帯状況に変更等があった場合には、変更申請の提出が必要となります。状況に応じて必要な書類が異なりますので、詳しくは町担当にお問い合わせください。

○主な変更内容の例

- ・離婚や死亡などにより世帯構成が変わったとき
- ・保護者が就労・転職・退職したとき
- ・その他、保育を必要とする理由が変わったとき

③施設を継続して利用する場合

前年度に引き続いて教育・保育施設の利用を希望する方は、教育・保育給付認定(現況届)申請書兼こども園等入所申込書の提出が必要です。

提出する書類は、①新規入所と同様となります。

(3). 利用申込みの受付期間

令和3年度の教育・保育施設の利用申込みの受付期間は、以下のとおりとします。

① 令和3年4月から施設利用を希望する方の申込み受付期間

令和2年12月18日(金)から令和3年1月21日(木)

② 令和3年5月以降に施設利用を希望する方

入所希望日の15日前までに申請書を提出してください

※施設の利用開始後の変更申請については、②と同様に原則変更予定日の15日前までに申請書を提出してください。

※締切日以降に、緊急に申請が必要になった場合は、町担当課にお問い合わせください。



4. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 無償化制度の概要

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化制度がスタートし、教育認定こどもや年少クラス以上の保育認定子ども、非課税世帯の3歳未満認定子どもの利用料(保育料)が無償化されました。

その他、教育認定子どもの預かり保育の利用料や認可外保育施設等の利用料などが一定額まで無料となるなど、幼児教育・保育の負担軽減制度が拡充されています。

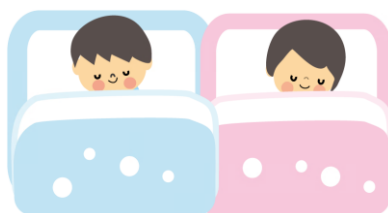
預かり保育や認可外保育施設等を利用するためには、別途「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届」により申請が必要となります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

○拡充された制度の概要(町独自の無償化分も含む)

区分	教育認定子ども	保育認定子ども	認可外保育施設等	
利用料 (保育料)	新制度移行済幼稚園・認可保育所・認定こども園等を利用する子ども 無 料		年少以上	月 37,000 円 まで無料
	新制度未移行幼稚園を利用する子ども 月額 25,700 円まで無料		3歳未満 (非課税世帯)	月 42,000 円 まで無料
預かり 保育 利用料	年少以上	月 11,300 円 まで無料		
	3歳未満 (非課税世帯)	月 16,300 円 まで無料		

認可外保育施設等とは、認可外保育施設や一時預かり事業等をさします。

中泊町から教育・保育給付認定を受け、新制度移行済幼稚園・認可保育所・認定こども園を利用する子どもは、認定区分や保護者の所得の状況を問わず、教育・保育施設の利用料が無料です。



5. 中泊町内の教育・保育施設

○中里こども園(私立)

所在地	中里字紅葉坂 27-1	電話番号	57-2057
定員	110人	開所時間	午前7時～午後7時
バス送迎	大沢内・八幡・深郷田・尾別・上高根・長泥・若宮・竹田地区		
乳児保育	可(生後8週間を経過した子ども)		

○富野こども園(私立)

所在地	富野字千歳 189-1	電話番号	57-2428
定員	50人	開所時間	午前7時～午後7時
バス送迎	豊島・芦野・田茂木・下豊岡・福満地区		
乳児保育	可(生後8週間を経過した子ども)		

○薄市こども園(私立)

所在地	薄市字飛石田野沢 187-4	電話番号	58-2332
定員	40人	開所時間	午前7時～午後7時
バス送迎	今泉・薄市・下高根地区		
乳児保育	可(生後8週間を経過した子ども)		

○こども園こども園(私立)

所在地	小泊字砂山 1142	電話番号	64-2241
定員	50人	開所時間	午前7時～午後7時
バス送迎	下前・折戸地区		
乳児保育	可(生後8週間を経過した子ども)		

施設の見学やバス送迎などの各種サービス等の詳細については、直接施設にお問い合わせください。

ご不明な点などがありましたら、
お問い合わせください。



○問い合わせ先

中泊町福祉課福祉係

電話番号 0173-57-2111

中泊町ホームページ→<http://www.town.nakadomari.lg.jp>[Home→子育て→こども園]